

65歳以上の年金受給者のうち、市・県民税を納税されるかたにお知らせです

※年齢は4月1日現在です

引き落としの対象となる年金とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金などをいいます。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、市・県民税の引き落としはされません。
※個人が生命保険会社などと契約する個人年金は対象外

引き落としされる市・県民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市・県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めます。

引き落としが中止となる場合は…

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収（納付書により市役所や金融機関などで納める方法）により納めることになります。

平成21年
10月から

市・県民税の年金天引き《特別徴収》が始まります

Q 年金特別徴収制度の導入により、納付する額が増えますか？
A この制度は納付方法の改正であり、制度の導入によって年税額が増えることはありません。

制度導入による増税は

Q 年金特別徴収制度の導入により、納付する額が増えますか？
A この制度は納付方法の改正であり、制度の導入によって年税額が増えることはありません。

Q 公的年金等の受給者全員が対象ですか？
A ※公的年金等とは、公的年金の他に企業が退職者に支給する企業年金をいいます
各年の4月1日現在65歳以上で、公約年金等を受給しているかたが対象です。ただし、次のア〜ウに該当するかたは対象になりません。
ア、公的年金等の年額が18万円未満のかた
イ、介護保険料が年金天引きされないかた

Q この制度の対象は
A 公的年金等の受給者全員が対象です。ただし、次のア〜ウに該当するかたは対象になりません。
ア、公的年金等の年額が18万円未満のかた
イ、介護保険料が年金天引きされないかた

Q 公的年金等からの特別徴収制度
A 公的年金等からの特別徴収制度は、従来どおり普通徴収（納付書で納めることなど）ができますか？
A 公的年金等の所得に対する税額は、本人の希望で納付方法を選択できません。また、これまで給与天引きにて公的年金等所得に係る市・県民税を納めていたかたについても、給与からの天引きはできません。

Q 年度途中で特別徴収が中止
A 翌年度に特別徴収の対象要件を満たせば、その年度の10月の公的年金支給分から特別徴収が再開されます。

年度途中で特別徴収が中止

Q 市・県民税額が変更になったため、特別徴収が中止されました。この場合、ずっと普通徴収のままでしょうか？
A 翌年度に特別徴収の対象要件を満たせば、その年度の10月の公的年金支給分から特別徴収が再開されます。

Q 給与所得や不動産所得などの分の市・県民税も年金から特別徴収することはできますか？
A 総務省では、当面は公的年金から特別徴収される税額は、公的年金等にかかる税額のみとしています。

Q 年金以外の所得の年金特徴は
A 給与所得や不動産所得などの分の市・県民税も年金から特別徴収することはできませんか？
A 総務省では、当面は公的年金から特別徴収される税額は、公的年金等にかかる税額のみとしています。

Q 普通徴収への切り替えは
A 公的年金等からの特別徴収ではなく、従来どおり普通徴収（納付書で納めることなど）ができますか？
A 公的年金等の所得に対する税額は、本人の希望で納付方法を選択できません。また、これまで給与天引きにて公的年金等所得に係る市・県民税を納めていたかたについても、給与からの天引きはできません。

ジオパークとは

地球、地質に関わる地層、岩石、地形、断層、火山などの遺産をおもな見どころとする自然の中の公園。ユネスコの支援を受けて2004年に設立された世界ジオパークネットワークにより世界各国で推進されている。地質遺産を研究・教育に活用し、遺跡や文化遺産とあわせて観光振興など、その地域の発展を目的とする。

市では、福井県、県立恐竜博物館、市議会、市商工会議所、市エコミュージアム協議会などで組織する「勝山市ジオパーク推進協議会」（会長：松村副市長）を設立し、勝山市全域の「日本ジオパーク」への登録を目指し、申請準備を進めています。
5月1日に開催された協議会では、日本ジオパーク委員会へ6月に提出する申請書の内容について話し合う中、「恐竜化石発掘地と福井県立恐竜博物館」をはじめ、「法恩寺山・経ヶ岳一帯」や「九頭竜川水系にみる河岸段丘（七里壁）や伏流水（大清水）」などが、勝山市の地質的特質を表す地質遺産群としてアピールできるのではないか。今後、これまでの恐竜の調査・研究は、これまでの恐竜の調査・研究

「日本ジオパーク」登録を目指して！
「恐竜、恐竜化石」をメインテーマとした地域まるごとジオパーク

問 未来創造課 ☎88・1115



勝山市にある恐竜化石発掘地をメインとする地質遺産が、日本の地質を代表する箇所「ふくい恐竜渓谷」として、5月10日「日本の地質百選」に追加認定されました。（日本の地質百選選定委員会）が認定
今回の認定は、この箇所が国内最大の恐竜化石の発掘地や、地質学的にも貴重なものであることなどによるものと思われまます。
市では、この認定を弾みとして、「日本ジオパーク」認定に向かってさらに積極的に取り組んでいきます。

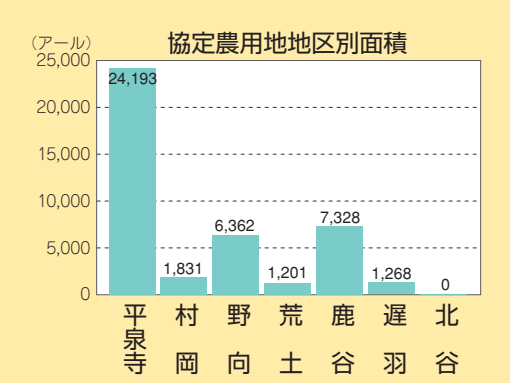
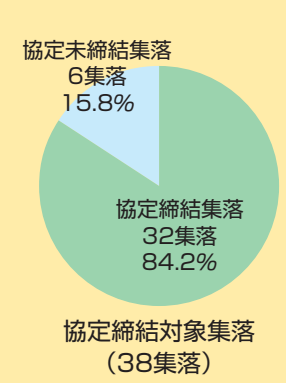
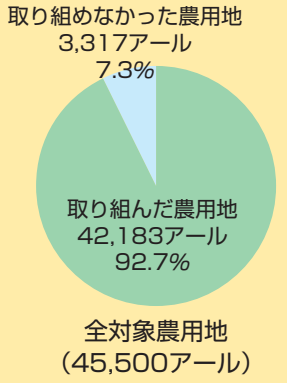
研究や化石発掘体験事業、エコミュージアム推進などの実績を踏まえ、これらの地質遺産群に周辺の自然、歴史、産業遺産を組み合わせた遺産群を巡るジオツアーを研究するなど、市民と行政が一体となってジオパークを推進していきます。



荒土町西ヶ原地区でのにんにくの収穫

平成20年度中山間地域等直接支払事業の実施状況 32集落に6,659万円を交付

問 農林政策課 ☎88・8100



協定を結んでいない集落におかれましては、今一度協定締結へ向けた再検討をお願いいたします。